

派遣先所属 宮城県経済商工観光部企業復興支援室

氏 名 矢部 昇（やべ のぼる）

派遣期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

（平成 29 年度；雇用対策課 平成 30 年度～令和元年度；企業復興支援室）

## 1 派遣業務の内容及び現況

企業復興支援室では、主に中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下、「グループ補助金」）に関する業務を行っています。震災により甚大な被害を受けた地域（宮城県内では現在は沿岸 17 市区町）で、中小企業などがグループを組織し県の認定を受けた場合に、グループ内の個々の事業者には施設（建物）及び設備（車両、機械など）の復旧経費の一部を補助するものです。

担当業務は、主に各事業者に対するグループ補助金の交付及び復旧事業の進行管理です。

他の都道府県からは、平成 30 年度は北海道から佐賀県までの 8 都道県 8 名（10 月以降に北海道 1 名減）が、今年度は埼玉県から高知県までの 5 都県 8 名が派遣されています。全国的に各地で大きな自然災害が発生する中で、宮城県への派遣は継続されているものの派遣元の都県数は減少しています。

## 2 被災地の復旧・復興の状況

宮城県では「宮城県震災復興計画」を策定し、計画期間を「復旧期」、「再生期」「発展期」に区分して現在は「発展期」に入っており、計画では令和 2 年度末に復興期間が終了する予定です。

しかし、担当する事業者がある南三陸町などは津波による被害が大きく、土地の嵩上げなどの造成工事が震災後 5 年以上たって終わり、これから建物の復旧をしようとする事業者も多い状況で、ほかの地域に比べて復旧が遅れているようです。

事業者には、経営状況としても震災前の状況まで回復せず、補助事業を行える目処が立たない場合もあります。補助金により修繕などで早期復旧を果たしたが、その後の経営状況悪化により倒産や廃業などに追い込まれる中で、補助金の性格上、「財産処分」として補助金で整備した施設を売却や除却などが必要になった場合にも補助金の返還を求めざるを得ないという新たな課題も表面化してきています。

また、現地確認で訪問先の事業者のところへ行く途中でも、復興住宅が完了しているものの避難先での定住により戻ってこない住民も多くいるようです。



震災7年後に移転復旧で完成した醸造所（南三陸町）と整備工場（石巻市）

### 3 被災地へ派遣となって感じたこと

個人的には、震災後は石巻・女川方面に毎年来ていました。派遣されてから女川町のイベントのお手伝いをして今後の関わり方で悩んだときに、イベントの事務局の方から「来町者目線で楽しんで。」と言われました。堅く考えず、肩の力を抜いて楽しみながらというその言葉に、『よそ者』として関わろう。」と開き直ることができました。その後は、「交流人口のひとり」として気楽に女川町を訪問しています。

また、被災して女川町で臨時災害放送局に関わり、その後東京都内の大学に進学して現在は福島のテレビ局に勤務している女性が、震災2年後くらいで大学生の時に言った言葉が、ずっと心に残っています。「(震災の)『風化』というけれど、こちら(東京)には『風化』という概念すらないように感じる」という趣旨でした。

私たち派遣されている職員は、いずれ派遣元に帰ります。被災地にいるときは、被災者の思いに心を寄せることが少しできるかもしれませんが、「派遣が終了した後はどうだろうか」と自問自答せざるをえないのが、本当のところかもしれません。

それぞれの人によるそれぞれの関わり方で、続けて関わろうとする気持ちが大事なのではないかと思います。



毎年9月に開催される女川町の「おながわ秋刀魚収穫祭」

(令和元年10月作成)